

社会福祉法人聖母福祉会
聖ヨゼフの園運営会議規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母福祉会聖ヨゼフの園組織規程第3条に基づき、聖ヨゼフの園(以下「施設」という。)に置かれる運営会議の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、事業の適正かつ効率的な推進に努めるとともに、施設内の連携及び調整を図ることを目的とする。

(審議事項)

第2条 運営会議は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 施設の運営及び管理に係る重要事項に関すること
- (2) 予算、決算、資金計画等に関すること
- (3) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること
- (4) 施設の感染防止対策に関すること
- (5) 消防計画及び災害対策に関すること
- (6) 広報に関すること
- (7) 第5条に定める委員会からの重要な報告及び提案に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設運営に関すること

(構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 園長
 - (2) 副園長
 - (3) 課長、看護師長
 - (4) 課長補佐、副看護師長
 - (5) 主任
- 2 園長は、必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会議)

第4条 運営会議は、園長が招集し、主宰する。

- 2 運営会議は、毎月1回、原則として第2木曜日の午後4時30分から開催する。
- 3 前項の規定にかかわらず、園長が必要と認めるときは随時会議を招集することができる。
- 4 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(委員会)

第5条 運営会議の下部組織として、防災委員会、衛生委員会、感染対策委員会、身体拘束廃止検討委員会、虐待防止委員会、広報委員会、優先入所検討委員会その他の委員会を置く。

- 2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。